

愛媛労働局発表
令和3年5月28日

【照会先】

愛媛労働局総務部労働保険徴収室
室長 三好 隆浩
室長補佐 河野 純也
(電話) 089(935)5202

報道関係者 各位

「労働保険の年度更新」が全国一斉に始まります

申告・納付の手続は6月1日（火）から**7月12日（月）**まで

**愛媛労働局は県内 16 会場で申告書受付会
（臨時の集合受付窓口を設置）を開催します。**

令和3年度の労働保険料の申告を行っていただく労働保険年度更新申告書受付会を開催します。

（別添1「労働保険年度更新申告書受付会のお知らせ」のとおり）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底して開催いたしますが、会場にお越しの際はマスクの着用についてご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電子申請のご利用又は郵送による申告について、積極的なご活用をお願いします。

なお、今年度から、電子申請が手軽にご利用できる「GビズID」も利用できるようになりましたので、ご活用ください。

県内の年度更新対象事業場数は約40,000件で、労働保険料の保険料収入（令和2年度）は愛媛県で約218億円（全国で2兆6,167億円）となっており、その用途については、別添2の「労災・雇用保険制度周知用リーフレット」をご覧ください。

○ 労働保険とは・・・

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した名称です。

労災保険では、業務上や通勤途上の傷病（いわゆる「過労死」事案や新型コロナウイルス感染症等の疾病を含む。）に対する補償、雇用保険では、労働者が失業した場合の失業等給付などに支出されており、ともに労働者の重要なセーフティネットです。

また、労働者の雇用の安定等を図るため、新型コロナウイルスの感染拡大等に際し、休業者を守るための重要な制度である「雇用調整助成金」も雇用保険の枠組みの1つであり、労働保険料を基に実施されています。

○ 年度更新とは・・・

労働保険の保険料は、労働者を雇用する事業主が、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとされており、事業主は、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付する必要があります。これを「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、労働局、金融機関等で手続きを行っていただくこととなっています。なお、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、資本金が1億円を超える法人等におかれては年度更新に関する申告書を電子申請でお願いしております。

労働保険年度更新申告書受付会のお知らせ

愛媛労働局労働保険徴収室

令和3年度の労働保険の年度更新の手続期間は、6月1日（火）から7月12日（月）までです。

労働保険年度更新申告書受付会は下記の日程にて開催する予定です(今年度開催を予定している受付会の全日程を掲載)。
 今年度からは第1次受付会と第2次受付会の区別をせずに統合して実施することとしましたので御注意ください。
 地域の新型コロナウイルスの感染状況により日程を急遽変更する場合がありますので事前に愛媛労働局ホームページ等で御確認ください
 くださいますようお願いいたします。

地 区	開 催 日	時 間	会 場 名	所 在 地
松 山	6月14日（月）	9:00 ～ 16:00	愛媛労働局（松山若草合同庁舎） 7階 共用大会議室	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎
	6月15日（火）			
	6月16日（水）			
	6月23日（水）	10:00 ～ 15:00	久万高原町産業文化会館 研修室	上浮穴郡久万高原町久万188
	6月25日（金）	10:00 ～ 15:00	伊予商工会議所 3階 会議室	伊予市下吾川1512-6
	7月8日（木）	9:00 ～ 16:00	愛媛労働局（松山若草合同庁舎） 7階 共用大会議室	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎
	7月9日（金）			
	7月12日（月）			
新居浜 西条 四国中央	6月15日（火）	10:00 ～ 15:00	西条商工会館 4階 大ホール	西条市朔日市779-8
	6月16日（水）	10:00 ～ 15:00	四国中央市福祉会館 4階 多目的ホール	四国中央市三島宮川4-6-55
	6月21日（月）	10:00 ～ 15:00	新居浜市市民文化センター 別館 4階 大会議室	新居浜市繁本町8-65
	6月22日（火）			
	6月24日（木）	10:00 ～ 15:00	西条商工会議所東予支所 青年部研修室	西条市周布220-2
	6月28日（月）	10:00 ～ 15:00	しこちゅ〜ホール（四国中央市市民文化ホール） 会議室2	四国中央市妻鳥町1830-1
	7月7日（水）	10:00 ～ 15:00	新居浜市市民文化センター 別館 4階 大会議室	新居浜市繁本町8-65
今 治	6月17日（木）	10:00 ～ 15:00	テクスポーツ今治 2階 中ホール	今治市東門町5-14-3
	6月18日（金）			
	7月5日（月）			
八幡浜 大 洲	6月21日（月）	10:00 ～ 15:00	八幡浜労働基準監督署 1階 会議室	八幡浜市江戸岡1-1-10
	6月22日（火）			
	6月25日（金）	10:00 ～ 15:00	愛媛県建設業協会西予支部 2階 会議室	西予市宇和町卯之町4-700
	6月28日（月）	10:00 ～ 15:00	野村公民館 1階 講座室	西予市野村町野村12-619-1
	7月1日（木）	10:00 ～ 15:00	大洲市総合福祉センター 4階 多目的ホール	大洲市東大洲270-1
	7月9日（金）	10:00 ～ 15:00	八幡浜労働基準監督署 1階 会議室	八幡浜市江戸岡1-1-10
宇和島	6月17日（木）	10:00 ～ 15:00	宇和島労働基準監督署（宇和島地方合同庁舎） 3階 会議室	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎
	6月18日（金）			
	6月23日（水）	10:30 ～ 14:30	愛媛県建設業協会 南宇和支部	南宇和郡愛南町御荘平城3041
	6月24日（木）	10:30 ～ 14:30	愛媛県建設業協会 鬼北分会	北宇和郡鬼北町近永657
	7月7日（水）	10:00 ～ 15:00	宇和島労働基準監督署（宇和島地方合同庁舎） 3階 会議室	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎

申告書の記入方法等についてはコールセンター（0800-555-6780）へお問い合わせください（通話料無料）。

上記受付会以外での申告書の提出は愛媛労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署までお願いします。

会場の混雑緩和を徹底する観点から電子申請又は郵送による申告を積極的に御活用くださいますよう御協力をお願いします。
 電子政府の総合窓口（e-Gov）から電子申請・電子納付が御利用可能です。（<http://www.e-gov.go.jp/>）

※「事業をやめた」「雇用している人がなくなった」「申告時に保険料を納付できない」これらの場合でも申告は必要です。

事業主の皆さまへ

お支払いいただいた労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。
以下、令和元年度の実績をお知らせします。

労災保険料

令和元年度の労災保険料などの収入 約1兆2,036億円
(うち保険料収入は8,621億円)

労災保険給付費や社会復帰促進等事業など、以下のように使われています。

① 労災保険給付等 (8,496億円)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

令和元年度は、約68.7万人に新規の療養(補償)給付や休業(補償)給付を行うとともに、約20.7万人に労災年金を支給しました。

具体的な給付内容と、それぞれの給付総額は、右の通りです。

保険事故	種 類	金 額	構成比
	合 計	8,496億円	100.0%
負傷 疾病	療養(補償)給付	2,492億円	29.3%
	休業(補償)給付	1,314億円	15.5%
	傷病(補償)年金	288億円	3.4%
障害	障害(補償)一時金	415億円	4.9%
	障害(補償)年金	1,518億円	17.9%
死亡	遺族(補償)一時金	161億円	1.9%
	遺族(補償)年金	2,200億円	25.9%
	葬祭料	19億円	0.2%
その他	介護(補償)給付	75億円	0.9%
	二次健診等給付	14億円	0.2%

② 社会復帰促進等事業 (802億円)

被災した労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、右の3つの事業を行っています。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

ホームページでも紹介しています

社会復帰促進等事業の全事業の紹介

検索



種 類	事業の内容
社会復帰 促進事業	義肢・車いす、その他補装具の購入・修理費の支給、せき髄損傷などの後遺障害に対するアフターケアなどを行っています。
被災労働者等 援護事業	被災労働者の遺児などへの学資の支援、労災特別介護施設の運営などを行っています。
安全衛生 確保等事業	アスベスト等による健康障害防止対策、長時間労働・メンタルヘルス対策、倒産した企業の労働者に未払賃金を立替払する事業などを行っています。

③ その他 (1,169億円)

①・②のほか、労災保険給付や労災保険料の徴収を行うための業務に必要な人件費、事務費、労災保険料の精算返還金などに支出しています。

④ 翌年度への繰り越し (2,000億円)

労災保険給付費や収納済の保険料(建設工事などの有期事業分)で、翌年度に係る分などを繰り越しています。

上記のほか、お支払いいただいた労災保険料の一部は、労働災害に対する年金給付を将来にわたって支給するために必要な資金として積み立てています。

詳細は、ホームページをご参照ください

労災保険 積立金

検索



※ 労働保険料と併せて納付していただいた「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」(39億円)は、労災保険等の対象とならない石綿健康被害者やそのご遺族の方の救済給付に使われています。

※ 労災保険の遺族(補償)給付の時効は、労働者が亡くなった日の翌日から5年です。平成28年3月26日までに石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で労災請求を行わないまま時効が到来している方でも、「石綿による健康被害の救済に関する法律」による請求はできますが、請求を急ぐよう勧奨をお願いします。

雇用保険料

令和元年度の雇用保険料などの収入 約2兆5,131億円
(うち保険料収入は約1兆6,645億円)

※ 失業等給付の保険料は労使折半でご負担いただいております。

失業等給付、雇用保険二事業、就職支援法事業など、以下のように使われています。

① 失業等給付 (1兆6,626億円)

- ① 労働者が失業した場合、
- ② 労働者が自ら教育訓練を受けた場合、
- ③ 労働者に雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、

生活および雇用の安定と就職の促進を図るための給付を行っています。

令和元年度は、一般求職者給付(いわゆる失業手当)について、新規に約109万人に給付を行いました。具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りです。

種類	金額	構成比
合計	16,626億円	100.0%
一般求職者給付	6,109億円	36.7%
高年齢求職者給付	675億円	4.1%
短期雇用特例求職者給付	158億円	0.9%
日雇労働求職者給付	45億円	0.3%
就職促進給付	1,868億円	11.2%
教育訓練給付	210億円	1.3%
高年齢雇用継続給付	1,793億円	10.8%
育児休業給付	5,709億円	34.3%
介護休業給付	60億円	0.4%

② 雇用保険二事業 (4,725億円)

雇用保険二事業では失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発などを行うための事業を行っています(例:雇用調整助成金)。

これにより、失業者が減少し、失業等給付も減少することが期待されます。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。

種類	事業の概要
雇用安定事業	雇用維持等のための事業主に対する助成金の支給、中高年齢者等の再就職の緊要度が高い求職者に対する再就職支援、若者や子育て女性に対する就労支援などを行っています。
能力開発事業	在職者や離職者に対する職業訓練の実施、事業主が行う教育訓練への支援などを行っています。

③ 就職支援法事業 (134億円)

就職支援法事業では、職業訓練実施機関に対する助成や雇用保険を受給できない求職者に対して、職業訓練受講給付金の支給を行うことにより、就職の促進を図っています。

④ その他 (1,388億円)

①から③のほか、雇用保険事業に必要な人件費、事務費など。

上記のほか、失業等給付及び雇用保険二事業については、雇用情勢が悪化した際にも安定した給付や機動的な雇用対策を講じることができるよう剰余金を積み立てています。

※ 失業等給付及び就職支援法事業は、保険料収入のほか給付費の一定割合を国庫で負担しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

安心して
働きたい!

令和
3年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

労災保険・雇用保険

6/1_火 ~ 7/12_月

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。 ●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

この時代、電子申請は、
新しい働き方のひとつですよ。



これから働くための、デジタル新戦略。

労働保険の電子申請

作戦1

簡単・スピーディに申請できるんじゃ。

大量の申請書類への記入は大変ですよ。そんな時、電子申請ならスピーディ。前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

作戦2

いつでもどこでも手続きができますよ。

労働局や労働基準監督署などの窓口に出向く必要はありません。窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。しかも、24時間365日、いつでも手続が可能です。

作戦3

ムダな時間、コストを削減できるぞ。

申請・届出用紙の入手は不要。移動費などのコストが削減できます。さらにGビズIDやマイナンバーカードを使うと電子証明書の取得費用もかかりません。

労働保険の納付は口座振替・電子納付が便利です。

詳しくは [労働保険の電子申請](#) [検索](#)



新しい時代を乗り越える 新しい作戦、「G Biz ID」。



さらに便利に。
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできるんじや。

労働保険関係手続（一部手続は除く）について、G Biz IDを利用して手続きすることができます。
またG Biz IDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。
会社や本人を証明する書類の提出が必要なく、スムーズに申請できます。
労働保険関係手続では、「G Biz ID プライム」と「G Biz ID メンバー」のアカウントが使用可能です。

G Biz IDに対応している手続については、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

G Biz ID プライム

登録申請書に加え、印鑑（登録）証明書や登録印が必要。
アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。
当然申請もアカウントができてからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

G Biz ID メンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。G Biz ID プライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。※1 また、事業主の代理人（総務部長等）※2 又は支店長等が事業主として届出等がされている場合に使用できます。
※1 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。
※2 代理人により申請する場合は代理人選任届の提出が必要。

さあ、「G Biz ID プライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成に必要なもの。

- スマートフォン・携帯電話
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑（登録）証明書と登録印
法人…印鑑証明書、登録印
個人事業主…印鑑登録証明書、登録印
申請書に押し、印鑑（登録）証明書と共にG Biz ID 運用センターに送付します。
※印鑑（登録）証明書は、発行日より3ヶ月以内の原本。



用意ができたなら「G Biz ID」のTOPページへ。



詳しくは、<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>



「労働保険の電子申請特設サイト」から、e-Govにアクセスしよう。

さあ、電子申請の事前準備をはじめよう。



- チェック1 電子証明書を用意します。
(G Biz ID アカウントを使用する場合は電子証明書の用意は不要となります。)
- チェック2 アカウントの準備を行います。
- チェック3 ブラウザの設定を確認します。
- チェック4 アプリケーションをインストールします。

●市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらにメリットがあります。

- ・労働者の情報をソフト内に入力し保存できます。
- ・当該データを基にワンクリックで様式が自動作成され、あとはそれを送信するだけです。ぜひ、ご利用をご検討ください。

e-Gov 電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>